

障害児・者 補装具費の支給について

長岡市では、障害児及び障害者の方が、日常生活を暮らしやすくするために、必要な補装具の購入及び修理の費用を支給します。支給を希望される場合は、事前に申請書を提出し、市から決定を受けた後に購入または修理してください。

なお、支払い方法は2種類あります。

長岡市に登録してある業者からの購入 ⇒① 登録の有無は業者に
長岡市に登録していない業者からの購入 ⇒② ご確認ください

1 申請に必要な書類など（購入または修理前にご用意していただくもの）

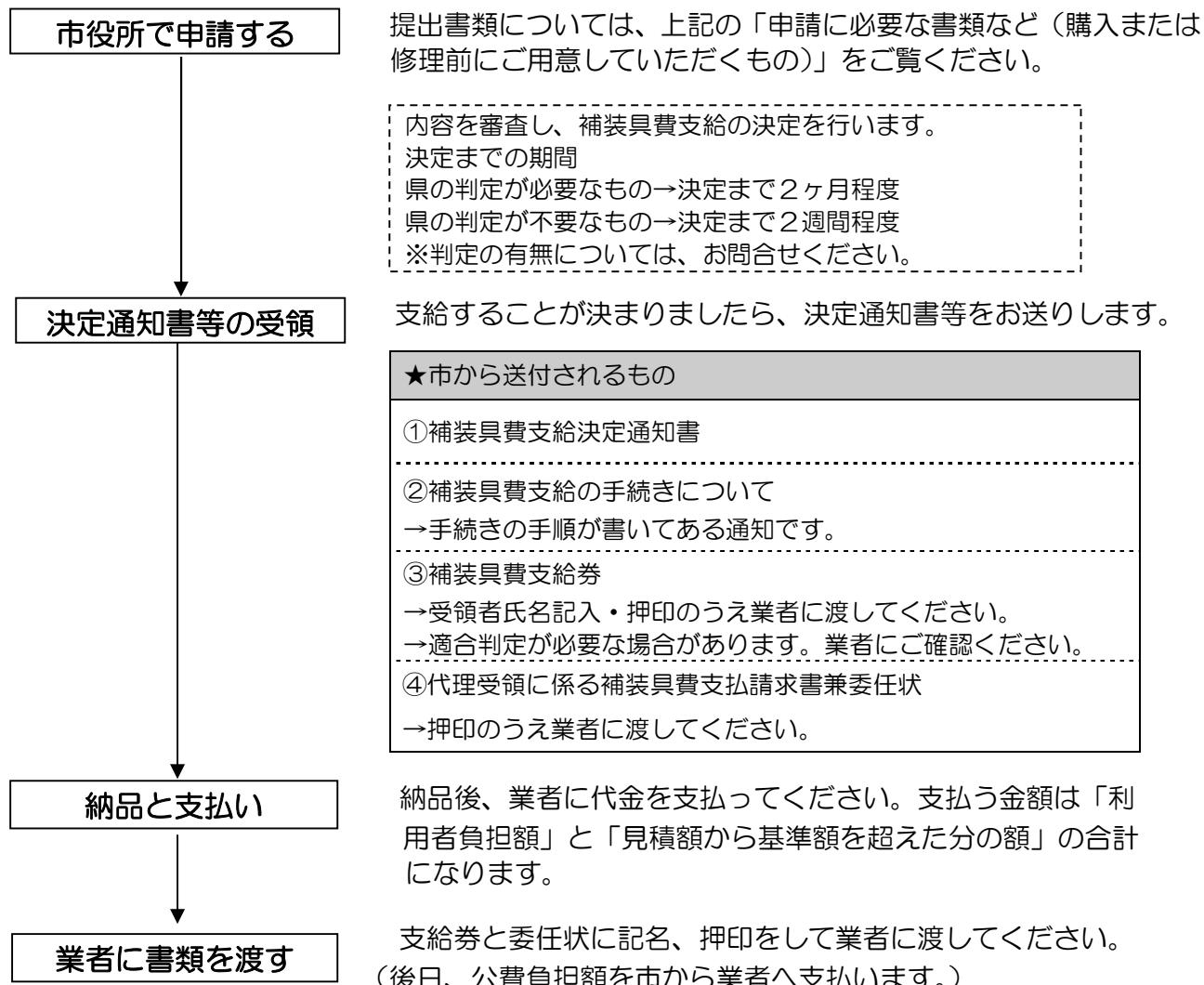
- ①補装具費支給申請書（窓口にあります）
- ②見積書
- ③補装具費支給意見書（不要の場合もあります。詳細はお問合せください。）
- ④身体障害者手帳の写し
- ⑤マイナンバー関係書類
- ⑥身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

※以下の場合は上記以外にも書類が必要になる場合があります。事前にご相談ください。

- ・耳あな型の補聴器を申請する場合
- ・65歳以上の方及び40歳以上65歳未満の方で特定疾病に該当する方が申請する場合
- ・施設に入所中の方が申請する場合
- ・眼鏡を申請する場合

2 手続きの流れ

①…決定額の1割を業者に支払う場合（長岡市に登録のある業者から購入する場合）



**②全額を支払い、後日、市から決定額の9割が還付される場合
(長岡市に登録していない業者から購入する場合)**



★受付窓口・電話対応については下記の表をご確認ください。

		アオーレ長岡		各支所 地域振興・市民生活課 (栃尾支所は市民生活課)
窓口	平日	東棟1階 福祉窓口	東棟2階 福祉課 障害活動係	
	休日	9:00~17:00	-	-
電話	平日	-	8:30~17:15	8:30~17:15
	休日	-	-	-

※さいわいプラザ、西サービスセンター(リバーサイド千秋内)、東サービスセンター(アクロスプラザ長岡内)では対応しておりません。

担当：長岡市福祉課 障害活動係 電話：0258-39-2343